



ガバナンス

Governance

- ◆ コーポレート・ガバナンス
- ◆ リスクマネジメント
- ◆ コンプライアンス

コーポレート・ガバナンス

■ コーポレートガバナンスの基本的な考え方 ■

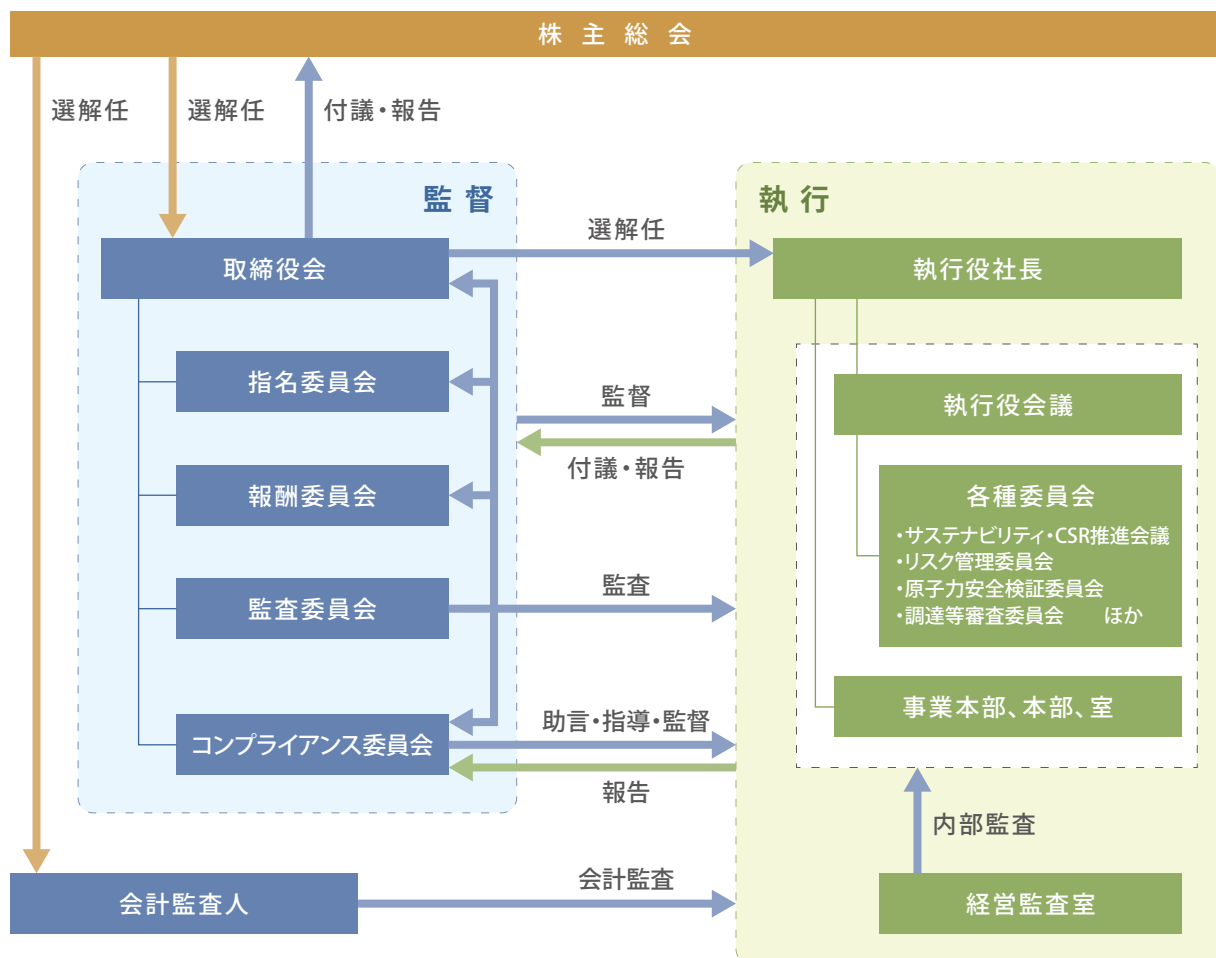
当社グループは「経営理念」「関西電力グループビジョン」に基づき、ステークホルダーの皆さまのご期待にお応えし続けることで、持続的な企業価値の向上と社会の持続的発展に貢献します。

その実現に向けた経営の最重要課題は、コーポレートガバナンスの強化であると認識し、当社のコーポレートガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月より執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。監督においては、ステークホルダーのみならず外部の客観的かつ多様な視点を重視した体制を構築し、執行に対して適切な監督をおこなうことで、経営の透明性・客観性の向上を図ります。

また、執行役および従業員等一人ひとりは、「私たちの基本姿勢」および「関西電力グループCSR行動憲章」ならびに「ステークホルダーのみならず社長宣誓」の趣旨に則り、誠実で透明性の高い事業活動をおこなうとともに、明確化した権限・責任のもと、迅速かつ機動的に意思決定し、実行することで、企業価値の最大化を図ります。

■ 現状のコーポレートガバナンスの概要 ■

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正におこなうとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。



※関西電力送配電(株)においても、ガバナンスについては、一般送配電事業者としての中立性の確保を前提に、当社が株主としての権利を有する関係において、適切な体制を実現してまいります。

コーポレートガバナンス体制

◆◆◆ 1. 監督 ◆◆◆

●取締役会

◆構成と運営状況

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダーや国際性などを含む多様性を踏まえ、必要かつ適正な体制としており、その過半数を独立社外取締役とする定めにに基づき、独立社外取締役を議長に、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役（8名）、当社事業の各分野について専門的知識と能力を有する社内取締役（3名）、および社内の専門的知見を活かしながら監査をおこなう社内取締役（2名）により構成しております。

定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に基本方針等をはじめとする経営上重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役および執行役の職務の執行を監督しております。

2019年度は取締役会を16回開催しており、2020年4月1日時点では在任の個々の取締役等の出席状況については次のとおりです。

役 職	氏 名	出席回数
取締役社長	森 本 孝	15
取締役	彌 園 豊 一	16
取締役	稲 田 浩 二	16
取締役	松 村 孝 夫*	14
取締役	島 本 恭 次	15
取締役(社外)	井 上 礼 之	14
取締役(社外)	沖 原 隆 宗	16
取締役(社外)	小 林 哲 也	15
取締役(社外)	横 村 久 子*	14
監査役	八 嶋 康 博	16
監査役	杉 本 康*	14
監査役	樋 口 幸 茂	16
監査役(社外)	十 市 勉	16
監査役(社外)	大 坪 文 雄	16
監査役(社外)	佐々木 茂 夫*	14
監査役(社外)	加 賀 有 津子*	11

(注) 2019年度は、「監査役会設置会社」として取締役会を開催しています。
 *松村孝夫氏、横村久子氏、杉本康氏、佐々木茂夫氏および加賀有津子氏は、2019年6月21日から取締役または監査役に就任しており、出席の対象となる取締役会の開催回数は14回です。

◆役割と責務

取締役会は、多様で幅広いステークホルダーの立場を踏まえたうえで、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、①「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」、②「執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備をおこなうこと」、③「独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督をおこなうこと」を主要な責務としています。

経営計画等の経営の基本方針について、多様な観点から十分に議論をおこなったうえで決定し、その進捗状況を定期的にモニタリングし、その結果を今後の方針に反映させます。また、実効的な内部統制やリスク管理の体制を整備し、特にコンプライアンスの観点から経営を監督しつつ、執行役の迅速・果断な意思決定を支援します。

執行と監督を明確に分離する観点から、取締役会は、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任します。なお、執行役への委任の有無にかかわらず、特に重要な業務執行について、必要に応じ、検討段階において取締役会で事前に議論をおこない、執行役は社外取締役をはじめとする取締役からの適切な意見・助言を得ます。

●指名委員会

指名委員会については、独立社外取締役のみで構成しており、「取締役候補の指名をおこなうに当たっての方針」を定め、取締役の選解任に関する株主総会議案を決議するほか、その他役員人事に関する事項について、決議・審議をおこないます。また、執行役社長の後継者計画の策定および運用を担い、執行役社長の選任にあたっては、候補者と面談を実施し、必要に応じて第三者機関による外部評価も活用するなど、選任プロセスの客観性を確保したうえで、十分な時間と資源をかけておこないます。

委員長：榊原定征

委 員：沖原隆宗、小林哲也、高松和子

●報酬委員会

報酬委員会については、独立社外取締役のみで構成しており、「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を定め、取締役および執行役の個人別の報酬を決議するほか、その他役員報酬に関する事項について、決議・審議をおこないます。また、取締役の報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討にあたっては、外部専門機関のデータや他社状況等を活用します。

委員長：小林哲也

委 員：榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子

●監査委員会

監査委員会については、独立社外取締役を委員長に、社外取締役4名と執行役を兼務しない社内取締役2名で構成しています。また、監査委員会を構成する取締役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任することとしています。

監査委員会は、その職務を執行するために必要な基本方針、規則等を定め、当社または当社の子会社の執行役、取締役又は従業員等の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査をおこなうとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告します。

また、必要に応じて執行役等に対して助言または勧告をおこないます。

監査委員会、内部監査部門および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を図ることで、効率的かつ実効性のある監査に努めます。

また、監査委員は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、日常的に監査しております。

委員長：友野宏

委 員：佐々木茂夫、加賀有津子、内藤文雄、杉本康、山地進

なお、2019年度は監査役会を18回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

役 職	氏 名	出席回数
監査役	八 嶋 康 博	18
監査役	樋 口 幸 茂	18
監査役	杉 本 康*	14
監査役(社外)	十 市 勉	18
監査役(社外)	大 坪 文 雄	18
監査役(社外)	佐々木 茂 夫*	14
監査役(社外)	加 賀 有津子*	11

※杉本康氏、佐々木茂夫氏および加賀有津子氏は、2019年6月21日から監査役に就任しており、出席の対象となる監査役会の開催回数は14回です。

(注) 2019年度は「監査役会設置会社」として監査役会を開催しています。

●コンプライアンス委員会

当社グループにおけるコンプライアンスに係る監督機能強化のため、執行から独立した「コンプライアンス委員会」を、取締役会直下に設置しています。コンプライアンス委員会は、委員長を含む委員の過半数を社外有識者として、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役等に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告をおこないます。

●取締役

◆指名方針

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、コンプライアンスを重視し、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践することが求められます。

取締役候補者の指名については、ジェンダーや国際性などを含む多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督をおこなうとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会が審議し、決定します。

社外取締役候補者については、特に、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担うとの観点から、独立性を有していることも確認します。

社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることを確認したうえで、社外取締役本人または社外取締役が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との取引の内容等も確認し判断します。

社外取締役が他の上場企業の役員を兼任する場合には、当社の社外取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できるよう、兼任数を合理的な範囲内とします。

◆役割と責務

取締役は、取締役会等において、積極的に意見を表明し、建設的な議論を尽くすものとし、また、職務を執行するにあたり、他の取締役や執行役に対し説明を求めることを含め、十分な情報収集に努めます。

社外取締役は、企業経営者や専門家としての豊富な経験や識見を活かし、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割も担います。また、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、社外取締役同士で意見交換を活発におこなうとともに、執行役とも十分に連携します。

◆トレーニング

取締役に対して、その役割・責務を果たすうえで必要な知識を付与するため、就任の際、また就任後も定期的に研修をおこなうなど、適切なトレーニングの機会を設けています。

社外取締役に対しては、その役割・責務を果たす上で必要な知識を習得できるよう、就任の際、また就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する説明をおこなっています。

さらに、事業内容の理解促進を目的とした当社施設の視察や第一線職場との対話等も適宜おこなっています。

◆◆◆2.執行◆◆◆

●執行役

◆選任方針

執行役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、また、社長による「ステークホルダーのみなさまに対する宣誓」の趣旨に則り、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践することが求められています。執行役の選解任については、当社事業の各分野における豊富な専門的知識と経験、業務執行能力、人格などについて、当社執行役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、取締役会において審議し、決定します。

◆役割と責務

執行役は、取締役会決議により、取締役会から委任された業務執行の決定をおこない、かつ、会社の業務を執行します。

◆トレーニング

執行役に対して、執行役としての職責を果たすうえで必要な知識を付与するため、就任の際、また就任後も定期的に研修をおこなうなど、適切なトレーニングの機会を設けています。

●執行役会議、各種委員会

取締役会の決定した基本方針に基づいて、当社グループ全般の重要な業務執行方針および計画ならびに業務執行に関し審議するとともに、必要な報告を受けるため、執行役社長を議長に全ての執行役で構成する「執行役会議」を原則として毎週開催し、迅速かつ適切な会社運営を実施しています。

上記に加え、当社は、執行の適正化と円滑化を図るため、下記の各種委員会組織を設置し、執行役会議を通じた意思決定や各部門の業務執行を支援しています。これらは各目的に関連する業務を担当する執行役を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じて適宜開催しています。

◆【サステナビリティ・CSR推進会議】

サステナビリティに係る課題の対応については、当社グループとしての基本的な考え方や、遵守すべき行動の規範を「関西電力グループCSR行動憲章」に定めます。さらに、サステナビリティ・CSR推進会議を設置し、当社グループ全体のサステナビリティ・CSRに関する総合的方策の策定や、実践状況の確認に加え、グループが社会の持続的な発展に貢献するための総合的方策の策定をおこない、具体的な活動を展開します。

◆【リスク管理委員会】

事業活動に伴うリスクについては、「関西電力グループリスク管理規程」に基づき、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、各業務執行部門に対して、助言・指導をおこなうことでリスク管理の強化を図ります。さらにリスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理委員会の委員長をリスク管理統括責任者とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めています。

◆【原子力安全検証委員会・原子力安全推進委員会】

原子力安全については、将来世代の従業員まで引き継いでいく原子力安全に係わる理念を「原子力発電の安全性向上への決意」として明文化し、これに基づき、たゆまぬ安全性向上に取り組んでいます。また、「原子力安全推進委員会」において、美浜発電所3号機事故を踏まえた再発防止策の推進や安全文化の醸成、福島第一発電所事故を踏まえた自主的・継続的な取組みに関して、広い視野から確認、議論をおこない、全社一丸となり、取組みを推進しています。さらに、社外の有識者を主体とする「原子力安全検証委員会」において、独立的な立場から助言等を得て、安全性向上の取組みに反映しています。

◆【調達等審査委員会】

工事の発注や契約手続き、寄付金や協力金に関する拠出手続きの適切性、透明性を確保することを目的に、社外有識者を過半数とする「調達等審査委員会」を設置しています。外部の専門家の視点で審査する仕組みを構築することで、工事の発注や寄付等の手続きに関する適切性、透明性を確保しています。

◆【経営監査委員会】

内部監査については、安全・品質をはじめ経営的諸問題を幅広く共有・審議するとともに、社外の識見や情報を取り入れ、公正かつ専門的な立場から、グループ全体の内部監査の適正を確保するため、「経営監査委員会」を設置しています。

また、内部監査の専任組織として、経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査しています。

◆◆◆ 3.取締役会の実効性評価と対応方針 ◆◆◆

取締役会は、年1回、第三者機関を活用し、全取締役を対象に、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その集約・分析結果を踏まえて、取締役会の実効性について評価をおこない、取締役会運営をはじめとしたコーポレートガバナンスの改善を図っております。なお、2019年度における取締役会の実効性に関するアンケートは実施しておりません。当社は金品受取り問題等について、第三者委員会からガバナンスの機能不全を指摘されており、再発防止のため業務改善計画を策定し、指名委員会等設置会社へ移行いたしました。今後は、取締役会の監督機能をより強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

◆◆◆ 4.相談役・顧問等（委嘱・報酬決定プロセスと役割） ◆◆◆

◆委嘱・報酬決定プロセス

客観性を確保する観点から、取締役および執行役を退任した者に相談役・顧問等を委嘱する場合は、その委嘱の必要性ならびに業務内容および報酬について、指名委員会および報酬委員会ならびに取締役会において、厳正に審議し、決定するとともに、相談役・顧問等の委嘱業務および報酬の総額について開示します。

◆役割

相談役・顧問等は、主に財界活動や社外活動を通じ、当社の発展に貢献するものとし、当社の経営には関与しません。

◆◆◆ 5.取締役・執行役の報酬 ◆◆◆

取締役および執行役報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定します。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成とします。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」の割合が目安となるよう設定します。また、その報酬の総額および個別報酬を開示します。

なお、取締役・執行役の報酬制度の詳細は、「2020年3月期（第96期）有価証券報告書」に記載しております。

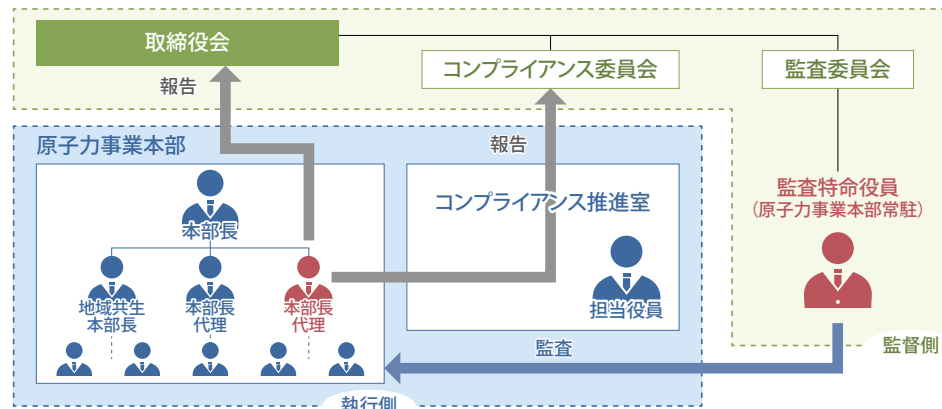
◆◆◆ 6.子会社のマネジメント ◆◆◆

子会社に対しては、「経営理念」「私たちの基本姿勢」「関西電力グループビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」などの経営の基本的方向性や行動の規範について浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等によって企業集団の業務の適正を確保しています。

また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与することや、経営状況を定期的に把握することに加え、特に当社グループの成長の柱となる事業を担う中核会社については、重要な業務執行方針および計画を執行役会議で審議することにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めています。

◆◆◆7.原子力事業本部におけるガバナンス体制の再構築◆◆◆

原子力事業本部について、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になるよう、コンプライアンスを所管する本部長代理を設置するとともに、監査委員会スタッフとして、本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部に対する監督、監査機能を強化しています。



◆原子力事業本部に対する牽制と支援の強化

〈コンプライアンスを所管する本部長代理等の設置〉

コンプライアンスに係る牽制と支援を強化するために、本部に常駐する職位として、コンプライアンスおよび管理部門を所管する本部長代理を設置しています。また、監査委員会スタッフとして本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部への監査機能の強化を図っています。加えて、原子力事業本部のコンプライアンスに係る推進機能を強化するために、「コンプライアンス推進グループ」を新設しており、同グループは、コンプライアンス推進室と連携し、原子力事業本部のコンプライアンスを推進します。

〈主要会議への他部門の役員の参画〉

事業全般に対する牽制と支援を強化するために、本部における主要な会議に、経営企画、経理、人財・安全部門等他部門の役員が参画しています。

◆風通しの良い組織の創生に向けた取組み

〈取締役会等の原子力事業本部（福井県美浜町）での開催〉

本部の役員および従業員と社外を含む他部門の役員との距離的な隔たりを縮めるために、取締役会、コンプライアンス委員会、原子力安全推進委員会等を、定期的に美浜町所在の本部において開催します。今後新型コロナウイルスの影響も踏まえ、具体的な実施時期を検討します。

〈社外を含む役員等による、原子力事業本部メンバーとの定期的な対話〉

組織の閉鎖性を払拭するために、社外役員や他部門の役員が、本部の幅広い層と定期的に対話する機会を設けます。

〈他部門等との人材交流の推進〉

将来の原子力事業を担う人材が、「ユーザー目線」で深く考え、行動し続け、組織の閉鎖性を払拭することができるよう、原子力事業以外の部門や社外での経験を付与するとともに、原子力事業以外の人材の受入れをより一層進めています。

●関連データ

	2020/6
全取締役に占める独立社外取締役比率	61.5%
(独立社外取締役数/全取締役数)	(8人/13人)
全取締役に占める女性取締役比率	15.3%
(女性取締役数/全取締役数)	(2人/13人)
指名委員会に占める独立社外取締役比率	100%
(独立社外取締役数/全取締役数)	(4人/4人)
報酬委員会に占める独立社外取締役比率	100%
(独立社外取締役数/全取締役数)	(4人/4人)
監査委員会に占める独立社外取締役比率	66.7%
(独立社外取締役数/全取締役数)	(4人/6人)

	2018/3	2019/3	2020/3
取締役会出席率（取締役+監査役）	96.5%	98.8%	97.6%